平成３０年５月１０日

四 街 道 市 長

佐　渡　　斉　　様

四街道市行財政改革審議会

会　長　　鈴　木　信　雄

四街道市行財政改革の推進について（提言）

四街道市では、平成 26 年 3 月に第 7 次四街道市行財政改革推進計画を策定し、計画的な行財政改革の推進に全庁を挙げて取り組んでいるところであり、一定の成果を挙げています。

しかしながら、計画による行革効果を上回る本市を取り巻く環境の変化もあり、経常収支比率が 99.7%になるなど、非常に厳しい財政状況となっています。

また、市制施行前後に採用された職員の大量退職と新規職員の大量採用による世代交代が急速に進む中、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民にとって真に必要な行政サービスを効率的、効果的に提供していかなければなりません。

このことから、本審議会では、第 8 次四街道市行財政改革推進計画を策定するうえで、このような環境の変化を乗り越えるためにも、効率的・効果的な行財政運営の早期実現に向け、別紙 5 項目について提言します。

提　言

１．経常収支比率の改善について

市の経常収支比率は非常に高い水準で推移しており、このまま財政構造の硬直化が進めば市民生活への影響も懸念されることから、経常収支比率の早期改善に向けた取組を計画の実施項目に掲げること。

２．スクラップ・アンド・ビルドの徹底について

「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を将来都市像とした四街道市総合計画の実現に向け、市民にとって真に必要な事業を厳選するとともに、その他の事業については思い切った見直しや整理を行うこと。

３．実施項目の早期実現について

本計画の実施項目については、その効果を早期に発揮させるために、計画期間の如何を問わず、できる限り前倒しして実施すること。

４．市単独制度の見直しについて

市単独の補助金や扶助費等で、事業開始から長期化・常態化しているにも関わらず見直しされていないものや、創設時の臨時的措置が引き続いているものなどは、その必要性や効果等を検証し、時代に即した見直しや整理を行うこと。

５．計画初年度の成果について

計画初年度から着実に成果を上げるために、次の項目については、平成 30 年度中から実施に向けた取組を行うこと。

（１）子ども医療費の自己負担基準の見直しについて

子ども医療費については、受益と負担の公平性から、自己負担基準の見直しを行い、医療費の増加傾向に歯止めをかけること。

（２）市債発行の抑制について

市債の発行については、今後大型事業が見込まれることにより、元利償還金の増加が予想されることから、できる限り抑制すること。

（３）適正な繰出金等の支出について

一般会計から他会計への繰出金等については、業務の効率化や経費の削減、受益者負担の公平性に考慮するなど、安易に法定外繰出等に頼るような財政運営は厳に慎むこと。

（４）市税等の収納率の向上について

引き続き市税等収納向上対策本部や債権回収室を中心に、できる限り早期に県平均収納率を上回るよう、更なる収納体制の強化を図ること。

（５）公共施設使用料の見直しについて

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づいた定期的な見直しを行う中で、現在使用料を徴収していない公民館、鹿放ケ

丘ふれあいセンター及びわろうべの里ふれあいセンターについては、使用料の妥当性を担保した上で、有料化を実施するとともに、減免については必要最小限とすること。

（６）市有財産の売却、利活用について

将来的に利活用の予定がない市有財産については売却すること。また、将来的に利活用の予定はあるが当面は利用予定がない市有財産については貸付を行うなどして、積極的に市有財産の有効活用を図ること。

（７）組織機構の見直しについて

現在の市の財政状況を考慮し、給与の見直しも検討しつつ、先ずは、組織のスリム化やノウハウの継承を推進するとともに、職員の育成も効果的に行われるよう、簡素で効率的な組織を構築すること。なお、組織機構の見直しについては、次の項目について検討すること。

①　管理職の適正配置について

管理職の役割や責任を明確にしたうえで、迅速な意思決定ができる組織体制を検討すること。

②　活力ある組織づくりについて

多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、単に在職年数や経験年数等のみで昇格を行わないように努めること。また、職員研修の充実、人事評価の適正化などにより、職員の意識改革と資質・能力の向上に努めること。